

原子力規制委員会  
長官官房  
緊急事案対策室 殿

日本原子力発電株式会社  
発電管理室

敦賀発電所2号機 使用済燃料ピット冷却浄化系弁点検作業における  
緊急事態区分（AL31）を判断する基準を対象外とする運用について

敦賀発電所2号機において、使用済燃料ピット浄化系の弁点検を行う必要があることから、使用済燃料ピット水位を通常のEL+6.85mからEL+6.44mまで水位を低下させます。

本水位低下に関しては「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準の解説」に基づく「計画された機能喪失について」を適用し、当社原子力防災業務計画に定める警戒事象（AL31）を対象外とします。

一方、上記に係る代替措置として、使用済燃料ピット水位に関する警戒事象（AL31）を以下の期間について設定を行います。

なお、弁点検作業に当たっては、給水手段準備等の安全措置を行うとともに、水位・水温については、本設計器に加え仮設計器でも監視を行い、管理強化を行ってまいります。

記

1. 運用期間及び運用内容

運用期間：2020年3月18日10:00 から 3月25日17:00\*まで

※：点検対象弁の漏えい確認完了予定

運用内容：AL31運用水位：EL+6.37m

2. 弁点検期間中のAL31の発出条件について

原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策指針に基づく警戒事象）				
EAL区分	EAL番号	EAL事象	現状の事業者解釈	点検時における事業者解釈
冷やす	AL31	<p>&lt;使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉）&gt;</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水位を維持できない」とは、使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位がEL+6.78m以上に復帰しない場合をいう。</li> <li>「水位を一定時間以上測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって使用済燃料ピットの液面の位置が3時間以上継続して確認できない場合をいう。</li> <li>使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水位を維持できない」とは、使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位がEL+6.37m以上*に復帰しない場合をいう。</li> <li>「水位を一定時間以上測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって使用済燃料ピットの液面の位置が3時間以上継続して確認できない場合をいう。</li> <li>使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</li> </ul>

※：弁点検期間中は、EL+6.78mを+6.37mで運用する。

### 【運用イメージ図】

